

第17回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日時 平成20年11月13日（木）午前9時45分から

場所 都庁第一本庁舎 7階 会議室

出席者 (都側)

中田総務局長、笠井総務局行政部長、和賀井総務局行政改革推進部長、森山知事本局地方分権推進室長、塩見総務局参事<都区制度改革担当>、西村総務局行政部区政課長

(区側)

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、大山千代田区副区長、水島豊島区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

(1) 開会

(2) 第16回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

(3) 具体的な事務配分の検討について

具体的な事務配分の検討について、検討を行った。

<都側から資料1「検討対象事務総括表」（平成20年11月幹事会分）、資料2「検討対象事務評価シート」の事業内容とあわせて都の評価についての説明>

○都側

今回は、④の「法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務」のうち、「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」など4項目、⑤の「府県事務で他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務」のうち、都市整備局、建設局、環境局が所管している事務を検討する。

なお、環境局所管の事務のうち、⑤-43「火薬類販売業の許可などに関する事務」、⑤-44「ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務」、⑤-45「第一種製造業者に係る製造の許可などに関する事務」、⑤-46「液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務」については、①-5「消防に関する事務」と同時期に扱うこととし、後日検討を行う。

1番の④-33「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」のうち、まず、1は、特定優良賃貸住宅の供給計画の認定などに関する事務である。この事務は、都が事業者を募集した住宅に係る事務であり、都は、平成18年度をもって新たな募集を終了し、現在管理のみを行っている。また、空き家やオーナーの経営問題等から制度の再構築を図っている。今後も都が実態を把握した上で主体的に対応すべきこともあり、都に残すという評価をしている。次に、2は、区が事業者を募集した住宅に係る事務である。良質な住宅の供給は、日常生活圏の拡大に合わせて、ある程度広域的観点が必要とされるが、一方で住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になること等により、双方の観点から特別区による事務処理が可能となることから、区へ移管する方向で検討するという評価をしている。

次に、2番の④-37「高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務」の

うち、まず、1は、高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務であり、2は、終身賃貸事業の認可などに関する事務である。良質な高齢者向けの住宅供給は、日常生活圏の拡大に合わせ、ある程度広域的観点が必要とされるが、一方で住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になること等により、双方の観点から特別区による事務処理が可能となることから、いずれも区へ移管する方向で検討するという評価をしている。

次に、3番の④-81「地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務」と4番の④-87「特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務」は、特定優良賃貸住宅を配慮入居者に賃貸することの承認に関する事務であり、1番の事務と密接に関連することから、都が事業者を募集した住宅については都に残し、区が事業者を募集した住宅については区へ移管する方向で検討するという評価をしている。

次に、5番の⑤-1「官庁又は公署の囑託による登記に関する事務」は、現在、都が行っている指定区間外国道や一級河川の指定区間の管理などの事務に伴って発生する不動産登記の事務であり、財産管理の役割分担に従って整理すべき事務である。その財産管理は、既に検討した④-20及び④-84において、都は既に「都・区」と評価したことから、当該事務も「都・区」という評価をしている。

次に、6番の⑤-2「都市計画事業の認可などに関する事務」は、民間事業者が都市計画事業を施行しようとする場合の施行の認可などに関する事務である。都市計画事業の認可等は、総合的・広域的な視点から各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響に配慮しつつ行う必要があることから、民間事業者が事業主体となる場合であっても、基本的には都に残す方向で検討すべきであると考えている。ただし、都市計画駐車場の施行の認可等の事務に関しては、地域特性に配慮する必要があることから、区へ移管する方向で検討するという評価をしているので、「都・区」という評価をしている。

次に、7番の⑤-3「第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務」は、個人・組合・会社が施行する第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務である。6番の事務と同様に、基本的には都に残す方向で検討すべきであるという考え方であるが、ただし、周辺環境に与える影響が小さいと認められる規模のものについては、区への移管も含め役割分担を整理する必要があることから、「都・区」という評価をしている。

次に、8番の⑤-5「急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務」は、当該事務には高い専門技術が必要であるほか、対象区域が区部には7カ所と少ないことから、都に残すという評価をしている。

次に、9番の⑤-6「管理協定の認可などに関する事務」は、緑地管理機構が締結する管理協定の認可などに関する事務である。特別緑地保全地区の指定権限については、10ヘクタールを境として都区で役割分担し、都は、④-28において、特別緑地保全地区内の行為の規制についても、同様に10ヘクタールを境として都区で役割分担すべきとしており、当該事務も同様に10ヘクタールを境として都区で役割分担すべきであることから、「都・区」という評価をしている。

次に、10番の⑤-10「国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務」と11番の⑤-12「他人の占有する土地への立入りなどに関する事務」は、5番の事務と同様に都が管理している国有財産等の財産管理事務の一部であり、財産管理の役割分担に従って都区の役割分担を検討すべきであることから、「都・区」という評価をしている。なお、10番の事務については、事務名を実態に合わせるため、検討対象事務リストに掲載されている事務名の一部を「県道」から「都道」に変更した。

次に、12番の⑤-42「地下水採取の許可などに関する事務」は、工業用水法に基づく指定区域内の地下水採取の許可などに関する事務であるが、現在、都では、工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革の検討を行っているところで

あり、当該事務は工業用水道事業と密接な関連があることから、都に残すという評価をしている。

次に、13番の⑤-53「排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務」は、特定化学物質の排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務であり、現在、都は、化学物質の排出抑制に向け、制度全体の見直しを行っている。当該事務についてもその制度全体の見直しを行っているという制度の全体像を踏まえた上で検討する必要があることから、都に残すという評価をしている。

次に、14番の⑤-54「掘削工事場所等への立入検査などに関する事務」は、温泉法に基づく掘削工事現場への立入検査などに関する事務であり、当該事務は、土地の掘削許可や温泉の利用の許可等と密接に関連し、可燃性天然ガス安全対策の確保などは専門性と経験を有することから、都に残すという評価をしている。

次に、15番の⑤-55「鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務」は、鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務であり、鳥獣の移動の広域性を考えると、鳥獣の保護や捕獲許可の権限が分散することは、事務の効果、効率性の面から適切でないことから、都に残すという評価をしている。

最後に、16番の⑤-70「浄化槽工事業者に対する指示に関する事務」は、浄化槽工事業者に対する指示に関する事務であり、建設業法に基づく指導と関連性があることから、一体的に処理する必要があるということで、都に残すという評価をしている。

<区側から資料1「検討対象事務総括表」（平成20年11月幹事会分）、資料2「検討対象事務評価シート」の区の評価についての説明>

○区側

資料1の検討対象事務総括表の各項目を幾つかのグループに分けて説明する。

まず、1番から4番までの事務は、都側から説明があったように、民間の優良賃貸住宅の供給計画の認定等に関する事務ということだが、地方分権改革推進委員会の第1次勧告の提言等も踏まえ、地域の実情に応じて区が担う方向で検討すべきであるという評価である。

次に、5番、10番、11番の事務は、河川や道路などの管理に伴って発生する事務であり、河川や道路などと同じような役割分担で対応するという評価である。

次に、6番と7番の事務は、民間事業者の都市計画事業についての認定等の事務であり、都市計画関係の事務については、グランドデザインを描くような広域の計画については、都が担うとして、それ以外については基本的に区が担うという考え方でこれまでも説明しており、地方分権改革推進委員会の第1次勧告の中でも市への移譲等が提言されているので、区に移管する方向で検討すべきという評価である。

次に、8番、14番、16番の事務は、専門性の観点、あるいは発生頻度等の観点から、区が改めてそのための体制を単独で作ることは極めて非効率であるだろうということで、引き続き都が一元的、広域的に処理することが適当であるという評価である。

次に、9番の事務は、関連する特別緑地保全地区の指定権限、管理協定区域内の施設整備に関する同意権、これらの見直しと併せて、面積規模に関わらず地域の実情に応じて対応できるように、区に移管する方向で検討すべきであるという評価である。

次に、12番、13番の事務は、東京都の環境確保条例に関連する事務があり、そちらの方は特別区が、現在、事務処理特例で担っているということ踏まえ、これらの事務についても区に移管する方向で検討すべきであるという評価である。

最後に、15番の鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務は、東京都において広域的に対応すべき事務もあるが、そういう広域的に対応しなければならない事務以外については区に移管するという一方で、都と区の役割分担により対応すべきではないかという評価である。

＜資料 1、資料 2 をもとに検討＞

◎座長

説明について質疑を行いたい。

○区側

まず、6番の都市計画事業の認可などに関する事務について、都側の説明では対象ということで、これとこれは都だが、都市計画駐車場は区だという分け方をしている。そういう分け方ではなく、規模別のような分け方はできないか。このようなものは以前にも何回か述べているので、引き続き検討ということになるのだろうが、都と区の事務分担を縦に割るのではなく横に割るというのか、規模で割るとか、対象で割るとか、その割り方は幾つかパターンがあると思う。それぞれの事務について、そういう具体の議論になったとき、一律の分け方ではなく、どうやって分けるかというところから議論してもらいたい。

次に、13番の排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務について、資料2の検討対象事務評価シートの66頁にある都側の考え方の欄を読むと、都に残っている届出経由事務等について区が担うことは可能だが、制度全体の見直しを行っているので、都が担うとなっている。しかし、届出経由事務を区に移管することと制度全体の見直しをしている話とは違うのではないかと思うが、その点について説明を願いたい。

○都側

まず、まちづくり関係については、従来から議論しているところであり、まさに第2ステージでは、区側が言われたような観点で踏み込んだ整理ができればと考えている。しかし、ここでは、トータルとして従来からのまちづくりに関する一貫した都側の考えを述べている。

次に、13番の事務については、時期の問題などがあると思うが、最近、揮発性有機化合物、いわゆるVOCというものが問題になり、都政の中でもその対策がいろいろ言われている。そういうところも含めての対策が出来上がれば、いずれの時期かに区でやってもらうようなこともあるかと思う。今回は、そういう都の抱えているいろいろな問題等があるものの評価だが、その環境を整えば、そういうことも可能ではないかと思っている。

○都側

今回、いわゆる優良民間賃貸住宅などが検討対象になってきているが、空き家等の問題があり、それが解決できれば、むしろそれも含めて区でやってもらうこともありうる。工業用水道の問題等についても、区側の考え方の説明にもあったように、環境関係で揚水規制を既に区でやっているの、工業用水道そのものをどうするかという問題も一緒に考えてもらえるなら区でやってもらってもいい。

だだ、そういうことを都が責任を持ってある程度課題解決した上で、区に移管していくのであれば移管するという考え方である。その点では、今後いろいろ話し合っていけば、役割分担というのは自ずとできてくるのではないかと考えている。

◎座長

本日、検討対象となった事務について整理したい。資料1の「検討対象事務総括表」で、都と区の評価が一致しなかった1番の1、3番の1、4番の1、12番、13番については、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理する。

次に、5番、10番、11番については、道路及び河川の事務に関連する事務であり、既に検討した、道路及び河川の事務と同様に整理する。

また、6番、7番、9番については、区への移管を検討すべき事務があるということ、15番については、都に残す方向で検討する事務があるということで、都区の評価は一致しているが、その範囲について、都区の考え方が一致していない。

そこで、これらの事務については、とりあえず、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理し、別途、整理の仕方を工夫することとする。

それ以外の都と区の評価が、「区」ということで一致した事務は、「区に移管する方向で検討する事務」として、また、「都」ということで一致した事務は、「都に残す方向で検討する事務」として整理する。

〔「異議なし」との発言あり〕

(4) 特別区の区域のあり方について

都側から特別区の区域のあり方について資料の説明の後、検討を行った。

<都側から都側資料「地方自治に関する最近の新聞報道について」の説明>

○都側

二つの新聞記事について紹介する。まず一つ目は、11月11日付の日本経済新聞夕刊に「道州制論議 前倒し」という記事があり、来年1月に召集される次期通常国会に基本法案を提出する方向で検討するということが及びその移行等のスケジュールが載っている。

果たして、このスケジュールどおりに進むかどうかということはあるかと思うが、今、国が進めている政府の「道州制ビジョン懇談会」を一步進めて基本法を制定するという内容である。道州制について動きが本格化すれば、ある程度こういったことを視野に入れた検討が今後必要ではないかということである。

二つ目は、11月11日付の東京新聞朝刊に前回の幹事会で紹介した東京商工会議所の東京市構想を追ったインタビューなどの記事が載っている。

これに対して、同日付で、東京商工会議所からこの新聞記事に関する見解が出されているようであり、あわせて紹介する。東京商工会議所は、道州制のあり方について議論が種々行われていることを踏まえて、あくまで道州制が導入されることを前提に、東京を含む道州のあり方、その場合の23区全体のあり方を報告書にまとめたものであり、東京における行政効率や議会等の存続の是非の視点から議論しているわけではない。したがって、区民の満足度、あるいは東京における行政のあり方の効率性の問題、区長、区議会の存続の是非などは議論しておらず、区のあり方についても何ら結論は出していないのであって、その意味で、東京新聞の記事は誤解を与える内容であり、甚だ遺憾であるとしている。なお、政治・行政改革推進委員会の報告はあくまで報告であり、正式に東京商工会議所として機関決定したものではないので、今後これをたたき台として本問題について議論を重ねていくことにしているというものである。

また、情報としてだが、日本経済団体連合会が道州制に関する提言等をまとめていくということも聞いている。

いずれにしても、東京をめぐるいろいろな議論が各方面で活発化してきているので、都区のあり方検討委員会幹事会も、そういったことも視野に入れながら今後検討することが必要ではないかということで紹介した。

<都側資料をもとに検討>

◎座長

説明について質疑を行いたい。

○区側

東京商工会議所の政治・行政改革推進委員会が出した報告書については、道州制を前提とした上の話であるということは理解できた。

もう一つの「道州制論議・前倒し」という記事については、今このテーブルでいろいろ都区のあり方について検討しているが、今すぐは無理だとしても、都が道州制をどう受け止めて、この議論とどう関係させるのか、どこかで都の見解を問われることになると思うので、都側でも考えを煮詰めておく必要があるのではないかと。これは議会でも時折質問が出るところだが、都からはまだこれについてのコメントは出ていないと答えているので、いずれまたそういうことを話してもらいたい。

○都側

要するに都としてどうするという話だが、前回のこの都区のあり方検討委員会幹事会でも、区側からこれからの都制度をどうするのかという質問があり、残念ながらという答えをしたが、正直な話、同じような答えしか今は出せない。

ただ、どうもこの道州制論議は、色の濃淡でいえば薄くなってきたのかなと思っていたが、今の麻生内閣、特に総理大臣は地方分権推進論者というように聞いており、前倒しという記事が出てくると相当程度また濃くなってきたかなと思っている。

都制度は、都道府県としての都だけではなく、当然二層構造なので、区と市町村があるのでそういうことも含めた東京都のあり方をどうしていったらいいのかということを、いろいろな意味で真摯に検討する必要性はあると改めて思っている。

そういったことを検討する中で、今言われている道州制の中で東京都がどういう形でこれからやっていくのか、当然、東京都を構成している特別区や市町村がどういう形でこれから住民に対する行政をやっていくのか、その辺りを同じテーブルで考えていくことが必要であり、そういった機会というか研究会というか、そういうものをやっていく必要があるのかなと思っている。

○区側

前回の都区のあり方検討委員会幹事会でも、都側から「今東京都としては、正直なところそういう議論もなかなか進んでいないが、今後の問題として、道州制、あるいは都制度、特別区制度、そうしたものについてしっかりと議論する必要があるのではないかと思っている。しかし、東京都には市町村もあり、都と特別区だけで議論できない面もあるので、市町村も含め東京の自治について調査研究する必要がある。」というような発言があったが、その際、私もそういったことが是非必要だと思った。

今、都側から同じような発言があったが、区側としては、都区のあり方検討だけで特別区の区域の再編も含めて完結することは難しいのではないかという気持ちがあるので、今後の方向性として都の内部でもそのような議論を是非進めてもらうことも必要なのではないかと思う。

◎座長

それでは、時間も経過したので閉会したい。